

【関東4都県(神奈川・東京・埼玉・千葉)・長野県で2018年10月1日～

2022年2月28日にお申込の方

北関東・東北で2019年8月1日～2022年2月28日にお申込の方】

第1章 総則

第1条（本会の目的）

ミニミニライフサポート（以下「本サービス」といいます。）は、株式会社ミニミニ・株式会社ミニミニ城東・株式会社ミニミニ城西・株式会社ミニミニ城南・株式会社ミニミニ城北・株式会社ミニミニ神奈川および株式会社ミニテック[以下「当社」といいます。]が管理する物件の入居者様に対し安心して快適な生活に役立つサービスを提供することを目的とします。

第2条（サービス内容）

本サービスは、「入居者補償制度」、「駆けつけサービス、電話相談サービス」、「映像サービスU-NEXT（ユーネクスト）」、「割引優待サービス（ベネフィット・ステーション）」および「本サービス加入者特典（新生活に役立つ商品）」、「管理物件住み替え仲介手数料無料サービス」により構成され、それらの提供会社（以下「本サービス提供会社」といいます。）は以下のとおりです。

①「入居者補償制度」

提供会社 Chubb損害保険株式会社[引受保険会社]

②「駆けつけサービス、電話相談サービス」

提供会社 ジャパンベストレスキューシステム株式会社

③「映像サービス U-NEXT（ユーネクスト）」

提供会社 株式会社U-NEXT

④「割引優待サービス（ベネフィット・ステーション）」

提供会社 株式会社ベネフィット・ワン

⑤「本サービス加入者特典（新生活に役立つ商品）」

提供会社 当社

⑥「管理物件住み替え仲介手数料無料サービス」

提供会社 当社

第3条（規約）

- 1、本サービス規約（以下「本規約」といいます。）は、当社が提供する本サービスを第4条の規定する加入者が利用する際に適用します。
- 2、本規約に基づき当社は加入受付および利用料を徴収します。

第4条（加入条件および加入期間）

- 1、本サービスの加入資格者は、当社が管理する賃貸住宅の契約者もしくは入居者とし、当社が管理を受託していない物件の契約者もしくは入居者は加入できないものとします。
- 2、前項の本サービスの加入資格者は、原則対象となる賃貸住宅の賃貸借契約締結と同時に本サービスに

加入するものとします。

- 3、加入者は、本サービスの加入手続きを行った時点で、本規約の内容を承認したものとみなします。
- 4、加入者は、本サービスの利用料として、賃貸住宅の賃料と併せて当社の定める方法にて、下記の金額を支払うものとします。
 - ①単身用 月額3,000円(税込)(床面積40平方メートル未満)
 - ②ファミリー用 月額3,500円(税込)(床面積40平方メートル以上)
- 5、サービス開始日は、加入申込書兼加入書証記載の契約期間の始期日とします。
- 6、本サービスの加入期間は、対象となる賃貸住宅の賃貸借契約期間と同一とし、対象となる賃貸住宅の賃貸借契約が解約、もしくはその他の理由によって終了した場合は、本サービスも同時に終了するものとします。尚、支払金額の計算方法は賃貸借契約の賃料と同様とします。また、当社が対象となる賃貸住宅の管理会社としての地位を失った場合、本サービスは自動的に終了します。この場合、家主様もしくは新管理会社より賃料支払い方法等の変更通知が届きます。その変更と同時に前項記載の利用料の支払いも終了し、本サービスの提供も終了いたします。
- 7、加入者が賃貸借契約を更新した場合は、本サービスの加入期間についても同時に更新されます。
- 8、当社に支払われた利用料は、途中退会や利用資格取消その他の理由のいかんを問わず、また加入者が実際に本サービスを利用したか否かに関係なく、原則として返金しないものとします。ただし、当社に債務不履行や不法行為がある場合はこの限りではありません。
- 9、前項の支払済利用料に本サービス未提供期間に対応する額が含まれている場合は、当社は、日割り計算によりこれを加入者に返金するものとします。
- 10、加入者は本サービスの利用において本規約以外に本サービス提供会社が定めるすべての規約、規則、注意事項等を承諾して利用するものとします。

第5条（加入者及び利用方法）

- 1、加入申込書兼加入証の加入者名欄に記載されている者を加入者としします。
- 2、本サービスを利用する場合は、原則として加入者番号およびログインパスワードが必要となります。
- 3、本サービスは、加入者または加入申込書兼加入証に記載された同居家族のみが利用できるものとし、それ以外の者が利用することはできません。また、サービス利用時の加入者の住所が届出済の住所と異なる場合には、利用することはできません。
- 4、加入者は、加入者番号およびログインパスワードを第三者に譲渡又は貸与してはならず、加入者番号およびログインパスワードは、開示・漏洩等しないよう秘密として厳重に管理しなければなりません。ただし、加入者が同居家族に本サービスを利用させるために加入申込書兼加入証を貸与する場合はこの限りではありません。

第6条（解約）

- 1、本サービスの加入者は、加入期間中であつたとしても、予め1か月前に解約申入れをすることによって本サービスを中途解約することができます。この場合、加入者は、当社に対し下記表記載の解約料を支払うものとし、かつ賃貸住宅の賃貸借契約において必要とされる火災保険（借家人賠償責任・個人賠償責任の特約を付帯とし、いずれも本サービス終了の翌日を保険期間の始期とするもの）に加入し、本サービス契約終了日までに当該保険証券の写しを当社に提出しなければなりません。ただし、加入者による解約が止むを得ない事由によるものであるときはこの限りではありません。

① 単身用(床面積40平方メートル未満) 解約料一覧

(税 込)

残存契約月数	解約料	残存契約月数	解約料	残存契約月数	解約料
24 ヶ月	18,000 円	16 ヶ月	12,000 円	8 ヶ月	6,000 円
23 ヶ月	17,250 円	15 ヶ月	11,250 円	7 ヶ月	5,250 円
22 ヶ月	16,500 円	14 ヶ月	10,500 円	6 ヶ月	4,500 円
21 ヶ月	15,750 円	13 ヶ月	9,750 円	5 ヶ月	3,750 円
20 ヶ月	15,000 円	12 ヶ月	9,000 円	4 ヶ月	3,000 円
19 ヶ月	14,250 円	11 ヶ月	8,250 円	3 ヶ月	2,250 円
18 ヶ月	13,500 円	10 ヶ月	7,500 円	2 ヶ月	1,500 円
17 ヶ月	12,750 円	9 ヶ月	6,750 円	1 ヶ月	750 円

② ファミリー用(床面積40平方メートル以上) 解約料一覧

(税 込)

残存契約月数	解約料	残存契約月数	解約料	残存契約月数	解約料
24 ヶ月	21,000 円	16 ヶ月	14,000 円	8 ヶ月	7,000 円
23 ヶ月	20,125 円	15 ヶ月	13,125 円	7 ヶ月	6,125 円
22 ヶ月	19,250 円	14 ヶ月	12,250 円	6 ヶ月	5,250 円
21 ヶ月	18,375 円	13 ヶ月	11,375 円	5 ヶ月	4,375 円
20 ヶ月	17,500 円	12 ヶ月	10,500 円	4 ヶ月	3,500 円
19 ヶ月	16,625 円	11 ヶ月	9,625 円	3 ヶ月	2,625 円
18 ヶ月	15,750 円	10 ヶ月	8,750 円	2 ヶ月	1,750 円
17 ヶ月	14,875 円	9 ヶ月	7,875 円	1 ヶ月	875 円

※任意退会に関わる解約につきましては、解約申し入れ日の翌月の月末日をもって解約日と致します。

尚、解約申し入れ日当月での解約はできません。

※上記一覧は2年ごとに更新され、更新時には最初の残存契約月数に戻るものとします。

2、加入者について第14条のサービス提供拒否事由より著しい事由が生じている場合で以下のいずれかに該当した場合は、加入者としての資格を喪失するものとし、当社は即時に本サービスの提供を停止いたします。

①入居する物件の賃貸借契約を加入者自ら解約した場合。

②加入申込時に虚偽の申告をした場合。

③利用料の支払いが滞った場合。

④総会屋、暴力団およびそれらの構成員、またはこれらに準じるもの（以下「暴力団等反社会勢力」といいます。）であること、もしくは暴力団等反社会的勢力に協力・関与していることが判明した場合。

⑤不正な行為があった場合または不正な行為を行うおそれがある場合。

⑥当社および本サービス提供会社に著しい迷惑や損害を与えた場合。

⑦加入者の対応、態度、行動等から判断し、当社および本サービス提供会社が適正に本サービスを提供することが困難であると判断した場合。

⑧加入者に本サービスを提供する際に、当社および本サービス提供会社の社員および第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあると判断した場合。

3、当社および本サービス提供会社は、前項の本サービス加入資格の失効に起因して発生した加入者の損害について、故意または重大な過失がない限り損害賠償その他責任を負わないものとします。ただし、加入者が消費者契約法上の消費者に該当する場合にはこの限りではありません。

4、本条第1項に示された解約料には、本サービスを構成する「入居者補償制度」の保険料相当額は含み

ません。加入者には本サービスの終了日以降の保険料相当額を解約料としてご負担頂くことはございません。

5、本条第1項に示されたお客様が本サービスの終了日以降に賃貸借契約が求める損害保険をご契約いただく際、ご契約に要する保険料はご自身でご負担いただく必要がございます。

6、加入者が一旦解約することに同意した後、再度加入者の希望がある場合本サービスの再開を求めることができるものとします。ただし加入者は、再開にかかる時間として2週間程度を要することに同意しなければなりません。当社および本サービス提供会社はその期間中に発生した加入者の損害については、故意または重大な過失がない限り損害賠償その他責任を負わないものとします。ただし、加入者が消費者契約法上の消費者に該当する場合にはこの限りではありません。

第7条（サービス内容の変更・終了等）

- 1、本サービスは、本サービス提供会社の規約の変更または当社と当社以外の本サービス提供会社との間の本サービスに関する契約もしくは当社と賃貸住宅の賃貸人との管理委託契約が変更・解除・解約等した場合には、加入者の承認または加入者への事前通知を要することなく、その内容を直ちに変更・中止・終了することができるものとします。
- 2、当社および本サービス提供会社は、本サービスの変更または終了等に起因して発生した損害について、故意または重大な過失がない場合に限り損害賠償その他責任を負わないものとします。ただし、加入者が消費者契約法上の消費者に該当する場合にはこの限りではありません。

第8条（規約の変更）

当社は、加入者の承諾または加入者への事前の通知を要することなく、本規約を変更できるものとします。ただし、加入者の権利、義務の変更を伴う契約の重要な要素を変更する場合は、あらかじめ加入者に変更事項を個別に通知し、加入者の同意を得るものとします。加入者が同意しないときでも変更事項の通知到達後2カ月以上の期間に亘り、変更後の本サービスの提供を受けたときは変更事項を同意したものとみなされるものとします。加入者が重要な要素の変更に同意しない場合、加入者は解約金を支払うことなく本サービスを解約できるものとします。ただしその場合でも、賃貸住宅の賃貸借契約において必要とされる火災保険、個人賠償責任保険（いずれも本サービス契約終了の翌日を保険期間の始期とするもの）に加入し、本サービス契約終了日までに当該保険証券の写しを当社に提出しなければなりません。なお、本規約は当社が運営するホームページ上（<http://minimini.jp/shohin/lifesupport/>）に掲載し随時更新するものとします。

第9条（加入者情報の変更）

- 1、本サービスの加入者は、当社に届け出た入居者、同居家族、連絡先および住所等の情報（以下「登録情報」といいます。）に変更があった場合、当社に申し出を行い、所定の方法により遅滞なく変更手続きを行うものとします。
- 2、加入者および入居者、同居家族の名義変更は、第4条各項の要件を充たし、所定の利用料を支払っている場合に行うことができます。
- 3、登録情報の不備、変更手続の不履行や遅延等により加入者が被ったいかなる不利益に対して、当社および本サービス提供会社は、責任を負わないものとします。

第10条（設備等の準備・維持）

本サービスの利用に必要な通信機器、通信費用、ソフトウェア、その他の設備、およびインターネット

接続サービスへの加入、その他本サービスの利用に必要となる一切の準備、ならびにその維持は、本サービスの加入者が自己の費用と責任で行うものとします。

第11条（禁止行為）

本サービスの加入者は、本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはなりません。

- ①本サービスを利用資格のない第三者に知らしめ、本サービスを提供させる行為。
- ②本サービスを営利目的で利用する行為、本サービスを通じて営利を得る目的の行為。
- ③本サービスで定めた内容を超えるサービスの提供を求める行為または本規約を逸脱する行為、およびそれに類する行為。
- ④本サービスに係る個人・法人・団体を誹謗中傷する行為。
- ⑤本サービスに係る個人・法人・団体が保有する著作権、財産権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれがある行為。
- ⑥本サービスに係る個人・法人・団体に不利益または損害を与える行為または与えるおそれのある行為。
- ⑦政治・選挙・宗教活動および個人の思想による活動の一切とそれに関する行為。
- ⑧犯罪、反社会的行為を含む公序良俗に反する行為、またはそれに関連する行為。
- ⑨法律に違反する行為、または違反のおそれがある行為。
- ⑩その他、本サービス利用の一般的なマナーやモラルを著しく逸脱し不適切と判断される行為。

第12条（免責）

1、当社は、以下の場合に一時的に本サービスが停止、中止または変更されたとしても、本サービスの加入者が直接的または間接的に被った一切の損害、損失、不利益等について責任を負わないものとします。

ただし、③号の緊急保守・点検、④号の本サービスの中断が、当社の故意または過失により必要となった場合はこの限りではありません。

- ①火災、地震、洪水、落雷、大雪等の天変地異が生じた場合。
- ②戦争、内乱、テロ、暴動、騒乱等の社会不安が生じた場合。
- ③本サービスに係るシステムの定期点検、または緊急に行う保守・点検。
- ④その他、本サービスの中断が必要であると当社が判断した場合。

2、当社は、本サービスの利用により発生した加入者の損害または、第三者に生じた損害（他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。）および本サービスを利用できなかったことにより加入者または第三者に生じた損害について、故意または重大な過失がない限り損害賠償その他の責任を負わないものとします。ただし、加入者が消費者契約法上の消費者に該当する場合にはこの限りではありません。

3、当社は、本サービスのご利用に起因するソフトウェア、ハードウェア上の事故により発生した加入者の損害について、故意または重大な過失がない限り損害賠償その他の責任を負わないものとします。ただし、加入者が消費者契約法上の消費者に該当する場合にはこの限りではありません。

4、本サービスの利用に関し当社および本サービス提供会社が損害賠償責任を負う場合、加入者が現実には被った直接かつ通常損害に限り責任を負うものとし、予見の有無に関わらず、特別の事情から生じた損害、逸失利益、間接利益、付随的・派生的損害については責任を負いません。また損害額の限度は、加入者が当社に本サービスの対価として支払った総額の範囲内とします。ただし、加入者が消費者契約法上の消費者に該当する場合には本項の適用はありません。

第13条（サービス提供の拒否）

当社は、本サービスの加入者が以下のいずれかの事由に該当した場合、本サービスの提供を拒否する場合があります。

- ①当社および本サービス提供会社の利用規約および本規約、本サービスの利用方法等に違反した場合。
- ②不正な行為があった場合、または不正な行為を行うおそれがあると当社が判断する場合。
- ③本サービスを規約に定めのない内容で利用した場合。
- ④本サービス利用時において、当社および本サービス提供会社に対して、電話を長時間掛け続ける、必要以上に頻繁に掛ける等の行為を行い、当社および本サービス提供会社の業務を妨害または、業務に支障を与えた場合。
- ⑤加入者の対応、態度、行動等から判断し、適正に本サービスを提供することが困難であると当社が判断した場合。
- ⑥本サービスを行う際に、当社および本サービス提供会社の社員および第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあると当社が判断した場合。
- ⑦暴言・暴力やセクシャルハラスメント等、本サービス提供会社のサービススタッフの人格等を傷つける行為や言動があったとき、またはあったと当社および本サービス提供会社が判断した場合。
- ⑧加入者が、暴力団等反社会的勢力またはこれらに準じるものの構成員、または準構成員であることが判明した場合。
- ⑨天変地異等の災害で対象物件への到着が困難であると判断した場合。
- ⑩加入者の住所が離島・島嶼およびサービス提供が困難であると判断した場合。
- ⑪その他、当社または本サービス提供会社が、加入者として相応しくないと判断するに至る相当の理由がある場合。
- ⑫前各号に準ずる事由が生じた場合。

第14条（個人情報）

- 1、当社および本サービス提供会社は、登録情報および本サービスの加入者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）に従い、善良な管理者の注意義務をもって管理し、必要な保護措置を講じた上で取扱います。
 - ①加入者が本サービスの提供を受けるために自ら告知する以下の個人情報。
氏名、性別、生年月日、年齢、職業、勤務先、同居家族名（加入者本人以外の場合）、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、Eメールアドレス、加入者番号、ログインパスワード等
 - ②加入者が本サービスの利用にあたって申し出た事項（利用内容、申込み内容等）。
- 2、当社は、加入者の個人情報を厳に秘密として管理し、加入者の事前の承諾なく第三者に提供又は開示しないものとします。ただし次の各場合には、加入者の事前の同意なくして当社は、第三者に対して加入者の個人情報を提供または開示できるものとします。
 - ①法令に基づく場合。
 - ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、加入者の同意を得ることが困難である場合。
 - ③公衆の衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、加入者の同意を得ることが困難である場合。
 - ④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して

協力する必要がある場合であって、加入者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

- ⑤個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）およびその他関係諸規則に違反しない方法で提供する場合。

3、前項で取得した個人情報は以下の利用目的のために使用します。

- ①加入者より依頼を受けた各種サービスの提供または提供に必要な業務。
- ②加入者情報の管理
- ③加入者に対する各種営業情報および販促品等の提供。
- ④①における各種サービスの提供後の、メンテナンス、アンケート、その他の事由による加入者との接触。
- ⑤加入者のご意見、要望への対応。

4、以下に掲げる場合、前項の目的の範囲外であっても加入者等の個人情報を利用し、または第三者に提供する場合があります。

- ①加入者が同意している場合。
- ②個人情報保護法およびその他法令等により必要と判断された場合。

5、当社は、本条第3項の目的のため、加入者等の個人情報を本サービス提供会社等と共同で利用します。

6、加入者の退会等により加入者が加入資格を失った場合、その個人情報については、当社は、原則として、消去又は廃棄します。ただし、法令等諸規則に基づき当社が継続して保有する必要がある情報についてはこの限りではありません。

第15条（管轄裁判所）

本契約に関し訴訟の必要が生じたときは、当社の本社が所在する場所の各地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第2章 入居者補償制度

第16条（目的と仕組み）

入居者補償制度（以下「本制度」といいます。）は、万一の事故（火災等）により家財に損害が生じた場合や賠償責任（不注意による失火、階下への漏水事故等）を負担した場合に、本サービスの加入者に対して補償を提供するために、当社が保険契約者となって、引受保険会社であるC h u b b 損害保険株式会社との間で締結した損害保険契約（以下「損害保険」といいます。）に基づいています。

第17条（保険料相当額の負担）

本サービスが対象とする賃貸住宅に入居する加入者は、損害保険の被保険者（保険金受取人）となり、本サービスの利用料の中から保険料相当額をご負担いただきます。利用料の他に別途請求されるものではありません。

第18条（補償の開始）

本制度の補償は、加入者が本制度の対象となる賃貸住宅に入居されたとき、または本サービスの加入者になられたときのいずれか遅いときに開始します。

第19条（補償の終了）

本制度は、本サービスが対象とする賃貸住宅の入居期間中を補償するものであり、賃貸借契約が終了した場合、当社の賃貸人もしくは賃貸人代理の地位が他に移転した場合、または第6条第1項の中途解約がなされた場合には、本制度の補償は終了します。

第20条（同意事項）

賃貸借契約の締結時に、本サービスの加入者が同一の賃貸住宅の戸室を対象とした他の保険契約を締結している場合は、当社までお申し出ください。

第21条（損害保険契約の内容）

当社が締結した損害保険は次のとおりになります。

- ①保険種類：リビングプロテクト総合保険
- ②引受保険会社：C h u b b 損害保険株式会社
- ③取扱代理店：当社
- ④補償内容・保険料相当額：別紙記載のとおりになります。

第22条（補償内容等の変更に関する告知）

本制度の補償内容に変更が生じた場合は当社の運営する第8条のホームページ上（<http://minimini.jp/shohin/lifesupport/>）で告知いたします。

L 2 0 1 0 2 9 6

第3章 駆けつけサービス（水まわり・鍵・ガラスのトラブルサービス、在宅確認サービス）

第23条（内容）

当社およびジャパンベストレスキューシステム株式会社（以下、本章および次章において「本サービス提供会社」といいます。）は、本サービスの加入者に対して、緊急性を有する場合に、水まわり・鍵・ガラスのトラブルサービス、在宅確認サービスを行います。ただし、以下の条件の場合サービスは対象から除外し有料とします。

- ①店舗・会社の事務所等、住宅物件とは異なる場合。
- ②特殊な構造・部品を使用する場合ならびに60分を超える作業および特殊作業が必要となる場合。
- ③在宅確認サービスを使用する場合で2回目以降に利用する場合。ただし2年ごとに更新され、更新時には1回目無料対応に戻るものとします。

第24条（免責）

1、水まわり・鍵・ガラスのトラブルサービス、在宅確認サービスに関して、以下の事項に該当する場合サービスの提供をお断りする場合があります。

- ①本サービスの加入者本人または加入申込書兼加入証に記載された同居家族以外の依頼の場合（尚、鍵のトラブルサービスについては、必ず加入者本人からのご依頼が必要です）。
- ②災害・天災・暴動等に起因する依頼の場合。
- ③鍵のトラブルサービスの際に、加入者本人の立会いがない場合。
- ④鍵のトラブルサービスの際に、加入者本人の運転免許証等の顔写真付公的身分証明書の提示がない場合、また加入者本人の顔写真付公的身分証明書の提示がなされても、身分証明書上の住所、氏名が当社および

本サービスの提供会社に届出された住所、氏名と異なっていた場合。

⑤在宅確認サービスに関して、玄関の開錠を希望する場合。

⑥在宅確認サービスに関して、玄関前の対応以外の対応を希望する場合。

⑦在宅確認サービスに関して、1親等内の親族以外からの依頼の場合。

⑧在宅確認サービスに関して、法人名義の契約者からの依頼の場合。

⑨水まわり・鍵・ガラスのトラブルサービス、在宅確認サービスとは異なるサービスの依頼の場合。

⑩加入者の賃貸物件に係る賃貸部分以外に関する水まわり・鍵・ガラスのトラブルサービス、在宅確認サービスの依頼の場合。

⑪加入者の対応、行動等から判断し、本サービス提供会社が水まわり・鍵・ガラスのトラブルサービス、在宅確認サービスを適切に提供することが困難であると判断した場合。

2、当社および本サービス提供会社は、故意または重大な過失がない限り、水まわり・鍵・ガラスのトラブルサービス、在宅確認サービスに関して、加入者に生じた損害賠償等の責任も負わないものとします。ただし、加入者が消費者契約法上の消費者に該当する場合にはこの限りではありません。

3、駆けつけサービスの対象となる事象であっても、入居当初からの設備の不具合や故障に起因すると思われる事象については、入居1か月以内を目安に、サービス対象から除外するものとします。その場合加入者は、当社に問い合わせることとします。

4、鍵の開錠につき、特殊な鍵の場合で破壊開錠を行えないと判断した場合等（夜間につき騒音配慮や破壊による損害が大きい場合等）に、宿泊施設の案内等、適切な対応をとる場合があります。鍵の交換を行った場合は、速やかに加入者より当社に申し出るものとします。鍵の開錠につき、加入者本人による公的機関の発行した顔写真付身分証明書等の確認書類の提示がない場合、警察の立会いの元での作業としますが、状況により開錠作業自体をお断りする場合があります。

第25条（利用料金）

水まわり・鍵・ガラスのトラブルサービス、在宅確認サービスの利用料金は以下のとおりとします。

【カギ・水まわり・ガラス・トラブルサービス料金表】

(税 込)

	時間帯	区分	一 般	加入者
基本出張料金	8：00～20：00	水まわり・鍵 ガラス	8,800 円～ 6,600 円～	無 料 無 料
	上記以外	水まわり・鍵 ガラス	12,100 円～ 13,200 円～	無 料 無 料
特別休日料金（休日・お盆） ※上記基本料金に加算されます ※期間は当社指定によります。		ガラス	6,600 円	無 料
作業料金 (60 分以内)		-	実 費	無 料

作業料金 (60 分を超える場合)	-	実 費	実 費
特殊作業料金	-	実 費	実 費
部品代金	-	実 費	実 費

※水まわり・鍵・ガラスの作業料金に関し、作業時間が 60 分を超える場合には、60 分を超えてから 10 分ごとに 1,100 円（税込）の費用が発生します。

【在宅確認サービス料金表】

(税 込)

基本出張料金	1 回目	2 回目以降（1 回につき）
現場確認サービス	無料	3,300 円

※上記一覧は 2 年ごとに更新され、更新時には 1 回目無料対応に戻るものとします。

第 4 章 電話相談サービス

第 2 6 条（目的）

電話相談サービスは、本サービスの加入者の様々なトラブルに関して、必要な手続きの案内や専門家の紹介等、加入者に対し情報の提供を行うことで、加入者のトラブルの解決をサポートするものとします。

第 2 7 条（内容）

- 1、本サービスの加入者から専用フリーコールにて問い合わせがあった事項に関して、以下の情報を提供することでトラブルの解決のサポートを行うものとします。
 - ①トラブルの解決のために必要となる方法、手段等の案内。
 - ②カウンセラー等の専門家の紹介。
 - ③その他、トラブル解決のために必要な情報。
- 2、ガス・給湯器・電気のトラブル相談サービスは、加入者へ電話にて情報提供を行うサービスになります。当該サービスは、トラブル解決を訪問して直接加入者へ提供するサービスではありませんのでご了承ください。
- 3、健康・医療相談サービスは、健康・医療等のご相談について保健指導の範囲でのアドバイスや、病院情報や健康に関する情報をご提供するサービスになります。当該サービスは診療・診察行為ではありませんのでご了承ください。

第 2 8 条（免責）

- 1、当社および本サービス提供会社は、電話相談サービスに関して提供した情報について、その完全性、特定目的への整合性、有用性等を保証するものではありません。
- 2、電話相談サービスにおいて当社および本サービス提供会社が本サービスの加入者に提供した情報は、加入者がトラブルを解決するための一手段であり、加入者に強制するものでなく、情報の利用についての

責任の一切は、加入者の自己責任のもと加入者本人に帰属するものとします。

- 3、当社および本サービス提供会社は、電話相談サービスにおいて加入者に提供した情報に基づき、加入者または第三者に発生した損害（他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。）およびサービスを利用できなかったことにより加入者または第三者に発生した損害について、故意または重大な過失がない限り損害賠償等の責任を負わないものとします。ただし、加入者が消費者契約法上の消費者に該当する場合にはこの限りではありません。

第29条（利用料金）

- 1、本サービスの加入者は、本サービス有効期間内において、電話相談サービスを回数制限なく利用することができます。
- 2、電話相談サービスによる情報提供後の以下の費用については、加入者本人の負担となります。
 - ①カウンセラー等の専門家と個別に相談を行う場合の報酬等。
 - ②その他トラブル解決のために発生する費用等。
- 3、ガス・給湯器・電気のトラブル相談サービスの情報提供後に紹介先の業者を通じ発生した修理およびメンテナンス等の費用については、当該業者と加入者本人との契約となり加入者本人のご負担となります。

第5章 映像サービス U-NEXT（ユーネクスト）

第30条（利用条件）

本サービスの加入者は、株式会社U-NEXT（以下、本章において「本サービス提供会社」といいます。）が定める「ユーネクスト利用規約」および「ユーネクストビデオサービス利用規約」にご同意のうえ申込むことにより、本サービス提供会社が提供するユーネクストビデオサービスのうち、月額プラン950をご利用いただけます。なお加入者が、本サービス提供会社所定の手続きによりユーネクストサービスにログインいただいた場合、本条内所定の規約への同意があったものとみなします。

第31条（利用者）

ユーネクストビデオサービスへのお申込みが可能な加入者は、1名の自然人の加入者に限られるものとします。

第32条（利用料金）

加入者へのご利用料金が、本サービスの利用料以外に発生した場合の請求について、都度課金されるユーネクストビデオサービス商品および追加で契約する月額のサービスについては、本サービス提供会社が、利用のご登録をされた加入者に直接請求します。

第33条（譲渡）

加入者は、加入者が利用する月額プラン950の利用契約に基づく債権の全部を、本サービス提供会社が、当社に譲渡することに合意するものとします。当該譲渡は、本サービス提供会社が加入者に対して当該債権を取得した時点で、その都度行われるものとします。また加入者は、当該譲渡に基づき当社から加入者に対して、当該債権に基づく請求が行われることに合意するものとし、本サービスの加入費の中から当該債権に対する支払金相当額をご負担いただきます。利用料の他に別途請求されるものではありません。

第34条（規約）

「ユーネクスト利用規約」および「ユーネクストビデオサービス利用規約」の定めと、本サービスの本規約の定めに齟齬がある場合、本規約の定めが優先して適用されます。

第35条（解約）

本サービスの利用資格が失効した場合、月額プラン950の利用契約は自動的に解約されるものとします。

第6章 割引優待サービス ベネフィット・ステーション

第36条（目的）

株式会社ベネフィット・ワン（以下、本章において「本サービス提供会社」といいます。）の運営するベネフィット・ステーション（以下、本章において「本会」といいます。）は、福利厚生サービスを通じて加入者のより豊かな生活を実現することを目的とします。

第37条（加入者）

加入者は、当社が当該個人会員の資格取得について届け出た際の加入期間に基づき、本会のサービスを利用することができます。

第38条（本会サービスの種類・内容）

本会の個々のサービスの内容、利用価格、利用方法等は、当社ホームページ等で指定されます。

第39条（本会対象者の範囲）

- 1、本会のサービスを受けることができる者は、原則として加入者本人、その同居家族とします。加入者は、自己の責任において同居家族に本会のサービスを利用させ、同居家族をして本規約の内容を遵守させるものとします。
- 2、前項に基づき、同居家族に本会のサービスを利用させる場合、当該同居家族による本会のサービスの利用は、加入者本人による本会のサービスの利用とみなします。
- 3、加入者は、加入者および同居家族以外の第三者に本会のサービスを利用せしめてはなりません。

第40条（加入者番号・ログインパスワード）

- 1、加入者番号およびパスワードが当社所定の方法により入力され、本会のサービスが利用された場合には、当社は、当該利用を当該加入者による本会のサービス利用とみなすことができるものとします。ただし、当該利用が、当社の故意又は重大な過失による加入者番号およびログインパスワードの漏洩等に基づくものであるときはこの限りではありません。
- 2、当社に故意又は重大な過失がない場合、当社は、加入申込書兼加入証、加入者番号またはログインパスワードを用いた第三者の本会のサービス利用等による加入者の不利益および損害について一切の責任を負わないものとします。ただし、加入者が消費者契約法上の消費者に該当する場合にはこの限りではありません。

第41条（遵守事項）

- 1、加入者は、次の事項を遵守しなければなりません。

- ①本会のサービス（本会のサービスをその要素とするサービスを含む）を、直接的であると間接的であるとを問わず、第三者から収益を得る目的で使用してはなりません。
 - ②料金を支払う規定のある本会のサービスについては、所定の料金を支払わなければなりません。
 - ③本会のサービスの利用に際してはその施設等の利用規約に従うものとします。
- 2、加入者は、本会のサービスの利用に際し、その施設等に対して故意または過失により損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、加入者が消費者契約法上の消費者に該当する場合にはこの限りではありません。

第42条（加入者資格の喪失）

- 1、加入者は、加入資格を喪失した日以降、本会のサービス（会員資格喪失日の前に申込みを行ったサービスを含む）を一切受けることができないものとします。
- 2、当社は、加入者に対し、加入者が加入資格を喪失し、本会のサービスを利用できないことをもって加入者に生じた損害について一切の責任を負いません。ただし、加入者が消費者契約法上の消費者に該当する場合にはこの限りではありません。

第43条（個人情報の取扱い）

当社は、加入者の個人情報を厳に秘密として管理し、加入者の事前の承諾なく第三者に提供又は開示しないものとします。ただし、本サービス提供会社と業務提携を行っている宿泊施設等のサービス提供企業および本会に係る事務等において本サービス提供会社と提携する企業（以下、本会のサービス提供企業を含めて「提携事業者」と総称する）に対して提供する場合には、加入者の事前の同意なくして当社は、第三者に対して加入者の個人情報を提供又は開示できるものとします。

第44条（サービス内容の改定）

- 1、本サービス提供会社は、本会の健全な運営を図るため、または提携事業者との提携条件の変更や提携解消等により、本会のサービス内容を改定（変更および終了を含む）することができます。
- 2、本サービス提供会社は、本会のサービス内容を改定した場合、加入者に対して遅滞なく第8条のホームページ上（<http://minimini.jp/shohin/lifesupport/>）によりこれを告知するものとします。
- 3、前項の告知後、加入者が異議なく本会サービス利用を継続した場合、当該加入者は、本会のサービス内容の改定に同意したものとみなし、当該改定は、告知に定める日より適用されるものとします。

第45条 免責

- 1、当社は次の場合、何らの法的責任を負いません。ただし、加入者が消費者契約法上の消費者に該当する場合にはこの限りではありません。また、本サービス提供会社は、②の場合には、可能な範囲で、加入者と提携事業者との間の紛争の解決に努めるものとします。
 - ①不可抗力により、または故意若しくは重大な過失によらずにサービス提供が中断、停止又は終了した場合、サービスの内容を変更した場合、加入者が本会に送信したメッセージ若しくは情報が消失等した場合、その他サービスの利用に関して加入者が損害を被った場合。
 - ②個々のサービスの利用において加入者と提携事業者との間で紛争が発生した場合。
- 2、提携事業者が提供するサービス又は情報の利用の結果、加入者または同居家族が損害又は傷害を被った場合には、当該加入者または同居家族は、当該損害又は傷害が当社の故意又は重大な過失に基づく場合を

除き、当社に対して何らの請求も行えないものとします。

第7章 ミニミニライフサポート契約特典商品（新生活に役立つ商品） [簡易消火具ならびに簡易消火具に準じるもの]

第46条（配布）

契約特典は、1契約につき1つ配布いたします。

第47条（簡易消火具注意事項）

- ①消火具本体に記載された方法で正しく使用してください。
- ②標準使用期間の過ぎた消火具（製造日から3年）は、消火具本体に記載された方法で正しく廃棄してください。
- ③本消火具を使用しても火災を消火できない場合があります。それに伴う損害については当社では責任を負いかねますので予めご了承ください。
- ④本消火具は窒素ガスを使用し、加圧されている製品のため下記の注意を守ってください。
 - ア、温度が40度以上となる場所に置かないでください。
 - イ、火の中に入れないでください。
 - ウ、使い切って捨ててください。
- ⑤本特典商品は、予告なく変更する場合があります。

第8章 管理物件住み替え仲介手数料無料サービス

第48条（内容）

当社の管理物件に現在居住している本サービスの加入者が、再び当社の仲介により、当社の管理物件に住み替えをされる場合、加入者の特典として仲介手数料を無料とします。

第49条（免責）

管理物件住み替え仲介手数料無料サービスに関して、以下の事項に該当する場合サービスの提供をお断りする場合があります。

- ①店舗・会社事務所・駐車場等、住宅物件とは異なる場合。
- ②同一物件内での住み替えの場合（同敷地内での住替えも同一物件とみなす場合があります）。
- ③入居期間または当社での管理期間が1年未満となる場合。
- ④賃料の滞納・騒音・近隣苦情・水漏れ等、加入者の過失による退去の場合。
- ⑤法人契約の場合。
- ⑥フランチャイズ店舗運営会社の管理物件の場合。

（本規約は2023年08月01日改訂）